

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（1件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 高等学校（島しょ）
- (2) 職 名 時間講師
- (3) 年 齢 31歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 処分年月日

令和 8 年 3 月 3 0 日

4 処分理由

令和 7 年 7 月 1 6 日、自宅において、高等学校生徒に対して、不適切な内容のメッセージを送信するとともに、同生徒に静止画データを送信させ、児童ポルノを製造した。

※ 本件については、生徒の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）

まずは御相談ください

児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口

【受付時間】

月、火、木曜日：午後3時から6時まで

土曜日：午前9時から正午まで

※各曜日の当番弁護士の連絡先は東京都教育委員会 HP を御確認ください。

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/consulting/window/no_sexual_violence.html

